60/20

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和４年９月１日　至　令和５年８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団　久本皮ふ科医院

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県宇部市北琴芝２丁目 10 番 10 号

(3) 設立認可年月日　　平成６年 11 月 30 日

(4) 設立登記年月日　　平成７年１月 24 日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	久本　和夫	診療所管理者
理　　事	久本　潤子	
同	久本　岳史	
同	久本　優佳里	
監　　事	国本　哲生	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	医療法人社団 久本皮ふ科 医院	３５１０２１３１７０	山口県宇部市北琴芝 ２丁目 10 番 10 号	一般病床　０床 療養病床　０床 ［医療保険　０床］ ［介護保険　０床］

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和４年１０月１８日　　令和３年度決算の決定

令和５年　８月３１日　　令和５年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　久本皮ふ科医院
所在地　山口県宇部市北琴芝２丁目１０番１０号

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和　５年　８月　３１日現在）

１．資　産　額　321,561 千円
２．負　債　額　31,371 千円
３．純　資　産　額　290,190 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区分		金額
A 流動資産		168,436
B 固定資産		153,125
C 資産合計	(A＋B)	321,561
D 負債合計		31,371
E 純資産	(C－D)	290,190

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－２

法人名　医療法人社団　久本皮ふ科医院
所在地　山口県宇部市北琴芝２丁目１０番１０号

※医療法人整理番号					

貸借対照表

（令和　５年　８月　３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	168,436	Ⅰ 流動負債	31,371
Ⅱ 固定資産	153,125	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	88,776		
2 無形固定資産	541	負債合計	31,371
3 その他の資産	63,808	純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	7,000
		Ⅱ 積立金	283,190
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	290,190
資産合計	321,561	負債・純資産合計	321,561

様式４－２

法人名　医療法人社団　久本皮ふ科医院

所在地　山口県宇部市北琴芝２丁目１０番１０号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月　３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	168,041
２　事業費用	132,269
本来業務事業利益	35,772
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	35,772
Ⅱ　事業外収益	4,157
Ⅲ　事業外費用	12
経常利益	39,917
Ⅳ　特別利益	90
Ⅴ　特別損失	77
税引前当期純利益	39,930
法人税等	9,761
当期純利益	30,169

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　久本皮ふ科医院
理事長　　久本　和夫　　殿

私は、医療法人社団　久本皮ふ科医院の令和４会計年度（令和４年９月１日から令和５年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和５年１０月２４日

医療法人社団　久本皮ふ科医院

監事　国本　哲生